

*Yogācārabhūmi-vyākhyā に おけるアーラヤ識とマナスの 教証について

松田 和信

不完全な形で西蔵訳にのみ伝えられる瑜伽師地論に対する注釈である *Yogācārabhūmi-vyākhyā (Ybh-vy) におけるアーラヤ識とマナスの存在論証の中、教証 (āgama) として引用される諸經典 (Ybh-vy 自身が大乘と声聞乘とに分類する) については以下に整理し、重要と思われるものについては若干の説明を加える。

[1] アーラヤ識の教証 [大乘] (P. ed, 98^{b5}~100a⁷)

(a) *hḍul ba sgrogs pa shes bya bahi mdo* (現存文献との対応不明) アーダーナ識・異熟識を説く。

(b) *Abhidharma-sūtra* 撰大乘論冒頭の句に関連する引用。

(c) **Ārya-sāgaranātī-paripicchā-sūtra* 「識は有漏なるものの子である。」という一句が引用されるのみ。

(d) *hphags pa rin po che bkod pa* くの **Ārya-ramavyūha* の名のもとに引用されるのは以下の如くである。「広慧⁴、この識によつて、この身体がどのように執持され保持される場合にアーダーナ識と言われる。このようにそれがこの身体において安危同一ということの故に縛られ結びつけられるからアーラヤ識と言われる。広

慧よ、このアーダーナ識に基づき、所依として、六識身が生じるの

である。その場合、識と相応する眼と色とに基づいて眼識が生じるのである。云々。」以上の引用は直ちに解深密經心意識相品の一節に比較されるべきである。心意識相品では、アーラヤ識に次いで「心」の説明がなされ、「六識身」という語も、六識すべてを列挙するなど増広のあとが見られるが、それ以外の部分について、両者は、西蔵訳上の相異点があったとしても、原語的には同一であったにちがいない。もし、より単純であるということが古さの証明となるなら、我々は始めてここに、解深密經の直接的な先驅としての **Ārya-ramavyūha* なる經典の存在を確認したことになる。

(e) *sin tu rgyas pahi sde yans pahi tshul shes bya bahi mdo* (現存文献との対応不明) 果と相応の識・異熟識を説く。

(f) *Lankāvatāra-sūtra* 「入楞伽經」南条本四十四~五頁。

(g) **Ārya-ghanavyūha* [密嚴經] アーラヤ識を説く偈を引用。

[2] アーラヤ識の教証 [声聞乘] (100a¹~100b⁴)

(a) **Mahakaṣṭhīa-sūtra* 「束の芦の比喻によつて識と名色との相依相待を説く。南伝相應部・漢訳雜阿含よりも、C. Tripiṭīhi が校訂した中央アジア発見の *Nidāna-samyukta* 第六經第十三節に完全に一致する。

(b) *dan pohi khyad par gyi cha dan mthun pa shes bya bahi mdo* くの經典からの引用は次の如くである。「大徳⁵、即ち諸行は六識身と共に生じ、「六」識「身」と相応して生じるのに、なぜ行を縁として識ありと言われるのですか。比丘よ、福・非福・不動なる諸行と共に生じ、相応し、滅する六識身は、次の生涯の新しい識を生じるといふあり方で、異熟識の中に行為の習気を置くのである。」

この経典は漢訳大藏経集部に収められている、『分別縁起初勝法門経』(玄奘訳)およびその異訳である『縁生初勝分法本経』(達磨笈多訳)を指すと考えられ、事実ここに引用される部分の対応部分は両漢訳中に見い出される。なお『縁起経』の名のもとに成唯識論に引用されるのもこれである。Ybh-vyがこの経典を声聞乘のものとして注意すべきである。さらにこの経典の重要性を指摘しておきたい。世親は成業論において、自らの主張である減定有心説を提出するにあたって、それを「ある経量部の人が認める如くである。」と述べ、スマティシラはこの部分を注釈して、これが世親自身の説であることを述べた後、「ある経量部の人」というのは、「分別(縁起)初勝法門(経)を考察する人々、とごう意味である。」と述べているのである。事実、世親の著作である縁起経(ここで問題にしているのは別な経典)の注釈の中で、世親はこの経典を異熟識の典拠としてかかげているのである。以上の事実によつて、この経典が異熟識を立てた経量部の一人の人の所依の経典であり、それは同時に成業論・縁起経釈を書いた時点での世親の所依とする経典だった可能性が強い。なお、以上の資料を通してこの経典の原題は、**Adi-viśesa-vibhaga-sūtra* なしは **Adi-viśesa-vibhaga-dhammaparyāya* と還元することができよう。

(c) 次に Ybh-vy は諸部派におけるブーラーヤ識の同義語を提出し、撰大乘論の名称をかかげてそれを結んでいく。

- [3] マナスの教証 [大乘・声聞乘] (101b⁵~102a²)
- (a) *Laṅkāvatāra-sūtra* 第二章一〇二偈後半、一〇四偈。
**Ārya-gāhanavyūha* ブーラーヤ識の教証における部分に同じ。
- (b) *mdo sde sil bu dag* [**muktaka-sūtra*] ここに引用される一

**Yogācārahūmi-vyākhyā* とかけるブーラーヤ識とマナスの教証について (松田)

偈は瑜伽師地論本地分中の思所成地において、*Paramārtha-gāthā* として述べられる一偈であるが、すでに考察されていることでもあり、次の点を述べるにとどめる。**muktaka-sūtra* という還元は俱舍論の訳例を通してであるが、それに対するヤシヨミトラの釈が「*muktaka* とは四阿含に含まれるものではないという意味。」と述べ、またこの Ybh-vy においては複数形で示されるのび、*muktaka-sūtra* とは『解脱経』という個有名詞ではなく、断片的経典というほどの意味であろうと思われる。

- 1 P. ed. No. 5544, 2 以下の引用文のそれぞれの頁数は省略する。3 Lamotte ed., pp. 55~6 (SV-3~4)。4 *Nidāna-samyukta*, ed. by G. Tripathi (1962) p. 110, 5 大正十六卷 p. 832a, せよむ p. 839a~b, 6 勝又俊教『仏教における心意識説の研究』pp. 76~81 参照。7 成業論第十八節、山口益『世親の成業論』所収のテキスト二十一~二十一頁、および和訳一九〇頁以下参照。8 P. ed., i: 100a^{5,7}, 9 山口前掲書一九四頁注(3)において博士の提出された疑問は、このように訳すことで解決する。10 P. ed., ch. 25b^{4,5}, 参照。これ以外にも数箇所引用される。11 袴谷憲昭『*Mahāvāsanāgraha* における心意識説』(『東洋文化研究所紀要』第七十六号、三〇五頁以下参照。12 荻原 p. 335。

〔付記〕 Ybh-vy (84b⁵⁻⁶) に *saṅgāḥ* *ḥṣṭan pa la khyab pa* なる論名のもとに顕揚聖教論成瑜伽伽品の冒頭部分らしきものが引用される。もしこれが顕揚論であるなら、その原題はどのように推定されるべきか、ここに問題提起しておきたい。

(大谷大学大学院)